

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第2号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第1項第1号及び第5項の規定に基づき、職員（<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。</u>）の人事記録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(人事記録の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年香川県条例第6号）<u>第2条第1項</u>の規定により職員が署名した宣誓書</p> <p>(12)～(16) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第1項第1号及び第5項の規定に基づき、職員（<u>法第22条の3第1項の規定により、臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。</u>）の人事記録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(人事記録の種類)</p> <p>第4条 人事記録は、職員の人事に関する次に掲げる記録とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年香川県条例第6号）<u>第2条</u>の規定により職員が署名した宣誓書</p> <p>(12)～(16) 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。